蒲郡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の促進を図るために実施される飼い主のいない猫を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が発行し、市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　飼い猫　飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。

⑵　飼い主のいない猫　特定の飼い主がなく、市内の地域に住みついている猫をいう。

⑶　地域猫活動　愛知県が策定した所有者のいない猫の適正管理マニュアルに基づく活動をいう。

⑷　地域猫活動団体　蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金交付要綱（令和４年４月１日施行）第４条第２項により、市から承認を受けている団体をいう。

⑸　不妊手術　獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する等の生殖機能を不能にする手術をいう。

⑹　さくらねこ　捕獲し（Ｔｒａｐ）、不妊手術を受け（Ｎｅｕｔｅｒ）、元の場所に戻す（Ｒｅｔｕｒｎ）、その印として耳先をさくらの花びらのようにＶ字カットした猫をいう。

（交付対象者等）

第３条　チケットの交付を受けることができる者は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を実施しようとする地域猫活動団体及びがまごおり地域猫の会（以下「地域猫活動団体等」という。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる飼い主のいない猫については、チケット交付の対象外とする。

⑴　里親に出すことを前提とした飼い主のいない猫

⑵　飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

⑶　その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（交付申請）

第４条　チケットの交付を希望する地域猫活動団体等は、チケットを使用しようとする月の前月の１日（当該日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「土日祝日」という。）に当たるときは、これらの日の前日）までにさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第７条の規定による処分を受けた者は、当該処分を受けた日から１年間はチケットの交付を申請することができない。

（交付決定等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、基金からチケットを受領した後、速やかにチケットの交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（第２号様式）にチケットを添えて当該申請をした地域猫活動団体等に通知するものとする。ただし、基金から受領したチケットの枚数が申請のあった枚数に満たなかった場合は、基金から受領したチケットの枚数の範囲内で交付決定をするものとする。

（遵守事項）

第６条　交付決定を受けた地域猫活動団体等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　基金の規定を遵守すること。

⑵　チケットの使用に当たり問題が生じた場合は、地域猫活動団体等が責任を持って対応すること。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第７条　交付決定を受けた地域猫活動団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合において、当該地域猫活動団体等に対してさくらねこ無料不妊手術チケット交付取消通知書（第３号様式）により通知するものとする。

⑴　チケットの使用がこの要綱又は基金の規定に違反したとき。

⑵　チケットの使用方法が著しく不適当と認められるとき。

⑶　その他市長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第８条　チケットの交付を受けた地域猫活動団体等は、チケット使用月の翌月１５日（当該日が土日祝日に当たるときは、これらの日の前日）までに使用しなかったチケットを添えて、さくらねこ無料不妊手術チケット使用報告書（第４号様式）を市長に提出するものとする。

（免責）

第９条　市長は、チケットの使用に関連して生じた事故等について、一切の責任を負わないものとする。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年３月３１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年　　月　　日

蒲郡市長　様

申請者　団体名

住所

代表者

電話番号

蒲郡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第４条の規定に基づき、チケットの交付を受けたいので誓約事項に同意の上、下記のとおり申請します。

記

申請枚数	枚	
活動場所		
対象猫の数及び内訳	匹	〔内訳〕メス　　匹 オス　　匹

【誓約事項】

チケットを使用するに当たり、次のことを実行します。

１　蒲郡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱及び公益財団法人どうぶつ基金の規定を遵守します。

２　チケットの使用に当たり生じた問題は、自ら責任を持って対応します。

３　さくらねこ無料不妊手術チケット使用報告書の提出期限は厳守します。

４　さくらねこ無料不妊手術チケット交付取消通知書による通知を受けた場合は、通知を受けた日から１年間はチケットの申請を行いません。また、通知を受けた際に未使用のチケットは市に返還します。

第２号様式（第５条関係）

第　　号

年　　月　　日

団体名

代表者名　　様

蒲郡市長

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

　　年　　月　　日付けで申請がありましたさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）の交付については、下記のとおり決定しました。

記

交付枚数	枚（№　　～　№　　）
交付条件	チケットの使用に当たっては、蒲郡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱及び公益財団法人どうぶつ基金の規定を遵守してください。

第３号様式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

団体名

代表者名　　様

蒲郡市長

さくらねこ無料不妊手術チケット交付取消通知書

年　　月　　日付けで交付したさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）については、下記の理由により、交付の決定を取り消しますので、未使用のチケットを返還するよう通知します。

記

理由	

第４号様式（第８条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット使用報告書

年　　月　　日

蒲郡市長　様

報告者　団体名

住所

代表者

電話番号

蒲郡市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　使用内容

区　分	チケット枚数	チケット番号
交付枚数	枚	No.　　～　No.
使用枚数	枚	No.　　～　No. （内訳　メス　　匹、オス　　匹）
未使用枚数	枚	No.　　～　No.

２　チケット使用一覧

別紙のとおり

≪添付書類≫

１　捕獲器設置状況など活動風景又は活動現場の写真

２　手術対象猫の手術前・後の写真

３　支払明細書又はレシートの写し（別途費用が発生した場合のみ）

※　未使用チケットは、市に返還してください。

第４号様式別紙（チケット使用一覧）

ﾁｹｯﾄNo.	手術日	捕獲場所	性別	毛色、特徴	病院名	別途費用※
例）0001	R8.3.1	旭町	メス	白黒・短毛	○○動物病院	

※チケット使用時に別途費用請求があった場合に、その金額を記入してください。